

令和6年度 上田市のいじめの状況について

(文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上田市教育委員会学校教育課

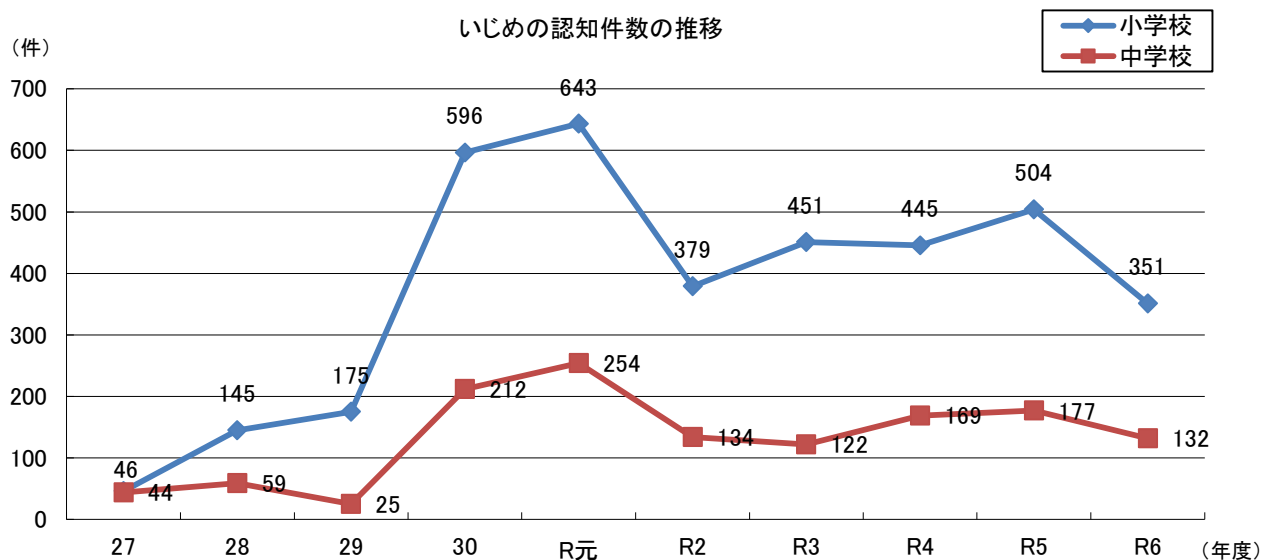
○上田市におけるいじめの認知件数は、小学校で351件、中学校で132件、合計483件。
前年度681件と比較し、198件減少。

○認知件数は、長野県と同様に減少に転じている。減少の背景として、児童生徒に目を配り、予防的な支援と指導など、いじめに発展する前の初期段階から、丁寧に対応を行ってきたことが考えられるが、一方で、環境要因等により、いじめ事態が潜在化し、教職員等の大人に見えにくくなっていることや、心理的要因からSOSを発しないまま、我慢している子どもたちもいるという視点で、今後もアンテナを高くし、いじめを見落とさない、許さない学校づくりを推進していきたい。

○いじめの解消の状況は、解消しているものが90.5%であり、長野県の81.8%、全国の76.1%より高くなっている。これは、早期に発見し、学級担任を中心として個々の状況に応じて、きめ細かな取組が行われてきたためと考えられる。

○市では、これまでも、子どもたちをいじめの加害者にも被害者にも傍観者にもしないために、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える教育活動を推進してきた。
今後も、全ての児童生徒が、日々安心して生活し、様々な活動に伸び伸びと取り組めるよう、いじめのあらゆる問題についての児童生徒の理解を深めていきたい。

1 いじめ認知件数の推移



	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	46	145	175	596	643	379	451	445	504	351
中学校	44	59	25	212	254	134	122	169	177	132
合計	90	204	200	808	897	513	573	614	681	483
前年度増減	▲ 26	114	▲ 4	608	89	▲ 384	60	41	67	▲ 198

2 いじめ認知件数の学年別内訳(令和6年度)

[単位:件]

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	64	53	56	65	57	56	351
中学校	71	38	23				132
						小中計	483

3 いじめ発見のきっかけ

区分	小学校 (件)	中学校 (件)	計 (件)	構成比 (%)
学校の教職員等が発見	181	118	299	61.9%
アンケート調査などの学校の取組により発見	12	42	54	11.2%
学級担任が発見	149	57	206	42.7%
学級担任以外の教職員が発見	13	17	30	6.2%
養護教諭が発見	3	2	5	1.0%
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	4	0	4	0.8%
学校の教職員以外からの情報による発見	170	14	184	38.1%
本人からの訴え	37	1	38	7.9%
本人の保護者からの訴え	109	7	116	24.0%
他の児童生徒からの情報	12	0	12	2.5%
他の保護者からの情報	11	6	17	3.5%
学校以外の関係機関からの情報	0	0	0	0.0%
その他(匿名による投書など)	1	0	1	0.2%
地域の住民からの情報	0	0	0	0.0%
計	351	132	483	100.0%

4 いじめの態様(複数回答)

区分	小学校 (件)	中学校 (件)	計 (件)	構成比 (%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	112	91	203	36.9%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	43	28	71	12.9%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	102	22	124	22.5%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	17	1	18	3.3%
金品をたかられる。	1	1	2	0.4%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	43	9	52	9.5%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	52	3	55	10.0%
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	5	1	6	1.1%
その他	18	1	19	3.4%
計	393	157	550	100.0%

5 いじめの現在の状況

区分	解消しているもの (日常的に観察 継続中)	解消に向けて取 組中	その他	計
	(%)	(%)	(%)	(%)
小学校	90.9	9.1	0.0	100.0
中学校	89.4	10.6	0.0	100.0
合計	90.5	9.5	0.0	100.0

※「解消とは」

- ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが認識できること。

6 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法(複数回答)

区分		小学校 (全24校)	中学校 (全11校)	計 (全35校)
アンケート調査の実施		24	11	35
①実施頻度	ア 年1回	2	0	2
	イ 年2～3回	19	7	26
	ウ 年4回以上	3	4	7
②調査方法	ア 記名式	16	8	24
	イ 無記名式	1	0	1
	ウ 記名・無記名の選択式	8	3	11
個別面談の実施		22	10	32
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		23	10	33
家庭訪問		9	6	15
その他		1	1	2

【いじめの定義(文部科学省より)】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの(いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条第1項)をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うこと。

(注2) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒が有する何らかの人間関係を指す。

(注3) 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

(注4) 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。